

# 身体拘束最小化のための取り組み

くじらホスピタルでは、身体拘束は患者さまの自由と尊厳を損なう行為であると考え、**緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を行いません。**職員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的な弊害を理解し、代替手段の検討と安全確保に努めています。

## ■ 身体拘束とみなされる行為

- ベッドや車椅子に紐などで体を固定する
- サイドレールでベッドを囲い降りられない状態にする
- チューブ抜去防止のために四肢を縛る、ミトンを使用する
- 立ち上がりを妨げる椅子の使用
- つなぎ服の着用
- 行動を抑える目的での過剰な向精神薬使用 など

## ■ 身体拘束に該当しない行為

- 体幹保持のための車椅子ベルト(機能維持目的)
- 整形外科治療に必要な固定
- 離床センサー等の安全確保のための見守り機器の使用

## ■ 緊急やむを得ず身体拘束が必要となる場合

以下のような生命・安全に重大な危険がある場合に限り、多職種で協議のうえ最小限で実施します。

- チューブ抜去による生命の危険
- 強い興奮・不穏による自傷・他害の恐れ
- 転倒・転落の危険が著しく高い場合
- 検査・治療に必要な場合 など

## ■ 身体拘束最小化のための組織体制

- **身体拘束最小化委員会**（毎月開催） 指針の見直し、事例検討、研修計画、代替案の検討などを実施
- **身体拘束最小化チーム** 日常ケアのモニタリング、職員への周知、研修実施などを担当

## ■ 職員教育

全職員を対象に、身体拘束禁止・人権尊重ケアに関する研修を継続的に実施しています。

## ■ 身体拘束具の管理

使用が必要な患者さまについては、**毎日最低1回のカンファレンスで必要性を検討し**、身体拘束チェック表を作成します。

## ■ 身体拘束の実施状況(実績)

当院では、身体拘束は緊急やむを得ない場合に限り、最小限の範囲で実施しています。実施した場合は、

- 多職種による協議
- 実施理由の明確化
- 実施時間の短縮に向けた検討
- 毎日のカンファレンスによる必要性の再評価 を徹底しています。

## 【病棟別 実績】

### 回復期リハビリ病棟

2月:42.0%(身体拘束6件、車椅子ベルト12件、4点柵2件、ミトン1件)

3月:18.8%(身体拘束4件、車椅子ベルト5件、4点柵1件)

4月:12.2%(身体拘束3件、車椅子ベルト2件、4点柵2件)

### 地域包括ケア病棟

2月:0%

3月:0%

4月:0%

※実績は毎月「身体拘束最小化委員会」および「身体拘束最小化チーム」で確認し、改善につなげています。